

全建総連資格取得報奨金・資格取得祝金 対象資格・講習一覧

この一覧は2019年4月1日以降に取得・修了した対象資格です。2019年3月31日以前の対象資格は、旧申請書をご確認ください。

資格・講習名	全建総連 資格取得報奨金	資格取得祝金
一級建築士	¥10,000	¥10,000
二級建築士	¥6,000	¥10,000
木造建築士	¥6,000	¥10,000
設備設計一級建築士	¥10,000	¥10,000
構造設計一級建築士	¥10,000	¥10,000
単一等級技能士(対象職種※1)	¥10,000	¥10,000
特級技能士(対象職種※1)	¥10,000	¥10,000
1級技能士(対象職種※1)	¥10,000	¥10,000
2級技能士(対象職種※1)	¥6,000	¥10,000
1級施工管理技士(対象職種※2)	¥10,000	¥10,000
2級施工管理技士(対象職種※2)	¥6,000	¥10,000
電気工事士(第一種)	¥10,000	いずれか1回 ¥10,000
電気工事士(第二種)	¥6,000	
電気主任技術者(第一種)	¥10,000	いずれか1回 ¥10,000
電気主任技術者(第二種)	¥10,000	
電気主任技術者(第三種)	¥6,000	
電気通信主任技術者(伝送交換)	¥10,000	いずれか1回 ¥10,000
電気通信主任技術者(線路)	¥10,000	
電気通信工事担任者	¥6,000	¥10,000
給水装置工事主任技術者	¥10,000	¥10,000
消防設備士(甲種)	-	いずれか1回 ¥10,000
消防設備士(乙種)	-	
登録基幹技能者	¥10,000	¥10,000
圧接、運動施設、エクステリア、海上起重、外壁仕上、型枠、硝子工事、機械土工、基礎工、橋梁、グラウト、建設塗装、建築大工、建築板金、コンクリート圧送、左官、サッシ・カーテンウォール、消火設備、切断穿孔、造園、タイル張り、ダクト、鉄筋、電気工事、嵩土工、トンネル、内装仕上、配管、標識・路面標示、プレストレスト・コンクリート工事、防水、保温保冷、冷凍空調		
職業訓練指導員免許	¥6,000	¥10,000
建築科、とび科、建設科、建築板金科、量科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科		
作業主任者	¥3,000	¥10,000
ガス溶接(免許試験の合格証が必要)、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、鉛、特定化学物質及び四アルキル鉛等、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物等の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石棉		

※1 ウェルポイント施工、エーエルシーパネル施工、カーテンウォール施工、家具製作、型枠施工、ガラス施工、ガラス用フィルム施工(建築フィルム作業)、かわらぶき、建築板金、建築大工、広告美術仕上げ、コンクリート圧送施工、左官・さく井、サッシ施工、自動ドア施工、樹脂接着剤注入施工、情報配線施工、石材施工、造園、タイル張り、畳製作、建具製作、築炉、厨房設備施工、鉄筋施工、鉄工、電気製図、塗装、とび、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、配管、ハウスクリーニング、バルコニー施工、表装(壁装作業)、ビルクリーニング、ビル設備管理、ブロック建築、防水施工、冷凍空調和機器施工、路面標示施工、枠組壁建築

※2 土木、管工事、造園、建築、電気工事、建設機械(施工技士)、電気通信工事

若年者講習共済

※電動工具安全取扱い特別教育を修了した場合、「自由研削砥石特別教育」「丸のこ等取扱い作業者特別教育」「熱中症予防教育」を修了したことになります。

ライカ34	①講習修了時34歳以下 ②技能講習修了証(どけんライカ)に記載される全ての講習が対象 2019年3月31日以前は、対象資格が限定されていますので、旧申請書を使用してください。 ③給付額5,000円
ステップアップ3	①講習修了時34歳以下 ②技能講習修了証(どけんライカ)に記載されている下記の講習が対象 ガス溶接技能講習、アーク溶接特別教育、石棉作業者特別教育、酸素欠乏・硫化水素危険特別教育、低圧電気取扱い作業者特別教育、足場作業者特別教育、振動工具取扱い作業教育、刈払機取扱い作業教育、自由研削砥石特別教育、丸のこ等取扱い作業者特別教育、熱中症予防教育、ロープ高所作業者特別教育、チェーンソー特別教育、電動工具安全取扱い特別教育(※3)、玉掛技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習 ③3つ受講した場合1回に限り5,000円給付 これまでに修了済みの講習が確認できる修了証も、あわせて添付して申請してください。 3件目以降の講習を修了した日が、組合加入から1カ月以降であれば、受給資格発生前の資格も併せてカウントすることができます。 ※2019年度で制度終了のため、2020年3月31日までに修了したものが対象となります。